

岐 阜 県 公 報

第 三 百 八 十 二 号
令 和 五 年 三 月 二 十 二 日
(水 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (情報システム課) 一三七^ハ

岐阜県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則 (医療整備課) 一三八

告 示

道路の供用開始 (道路維持課) 一三九

土砂災害警戒区域の指定解除 (砂 防 課) 一四〇

土砂災害特別警戒区域の指定解除 (同) 一四〇

土砂災害警戒区域の指定 (同) 一四〇

土砂災害特別警戒区域の指定 (同) 一四〇

選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消 (選挙管理委員会) 一四一

最高裁判所裁判官国民審査執行規程の一部改正 (同) 一四一

公 示

開発行為の工事の完了 (建築指導課) 一四一

規 則

岐阜県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十三号

岐阜県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県個人番号の利用等に関する条例施行規則 (平成三十年岐阜県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中第十二項を第十四項とし、同条第十一項中「の受理に係る」を「に係る」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「の受理に係る」を「に係る」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を第十項とし、同条第七項中「別表第一一の項第七号」を「別表第一一の項第九号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「別表第一一の項第六号」を「別表第一一の項第八号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「別表第一一の項第五号」を「別表第一一の項第六号」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 条例別表第一一の項第七号の規則で定める事務は、ウイルス性肝炎 (B型肝炎及びC型肝炎に限る。)の患者に対する医療費の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第二条第四項中「別表第一一の項第四号」を「別表第一一の項第五号」に、「の受理に係る」を「に係る」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「別表第一一の項

第三号」を「別表第一一の項第四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「別表第一一の項第二号」を「別表第一一の項第三号」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 条例別表第一一の項第二号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 清流の国ぎふ大学生等奨学金条例（平成二十八年岐阜県条例第十四号）第一条に規定する奨学金（以下この項及び次条第二項において「奨学金」という。）の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 奨学金の返還の期間又は返還の方法の決定に関する事務

三 奨学金の返還債務の免除又は履行の猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四 奨学金の回収に関する事務

第三条第六項中「前条第八項」を「前条第十項」に、「同条第九項」を「同条第十一項」に、「同条第十項及び第十一項」を「同条第十二項及び第十三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「別表第二一の項第五号」を「別表第二一の項第六号」に、「前条第七項」を「前条第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「別表第二一の項第四号」を「別表第二一の項第五号」に、「前条第六項第一号」を「前条第八項第一号」に改め、同項第一号中「昭和二十二年法律第六十四号」を削り、同項第五号中「昭和三十六年法律第二百三十八号」を削り、同項第八号中「昭和三十九年法律第三百三十四号」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「別表第二一の項第三号」を「別表第二一の項第四号」に、「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「別表第二一の項第二号」を「別表第二一の項第三号」に、「前条第二項」を「前条第三項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 条例別表第二一の項第二号の規則で定める特定個人情報情報は、次に掲げる情報とする。

一 奨学金の貸与の申請を行う者（以下この項において「奨学金申請者」という。）若しくは当該奨学金申請者と生計を共にする者、奨学金の返還債務の免除若しくは履行の猶予の申請を行う者（以下この項において「免除等申請者」という。）又は奨学金の貸与を受けた者（以下この項において「奨学金被貸与者」という。）に係る児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十一条第一項第二号ハの調査及び判定に関する情報

二 奨学金申請者若しくは当該奨学金申請者と生計を共にする者、免除等申請者又は奨学金被貸与者に係る身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

三 奨学金申請者若しくは当該奨学金申請者と生計を共にする者、免除等申請者又は奨学金被貸与者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

四 奨学金申請者、当該奨学金申請者の配偶者若しくは当該奨学金申請者の生計を維持する者、免除等申請者又は奨学金被貸与者に係る知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

五 奨学金申請者若しくは当該奨学金申請者と生計を共にする者、免除等申請者又は奨学金被貸与者に係る知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

六 奨学金申請者の生計を維持する者に係る児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

七 奨学金申請者の生計を維持する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

第四条第一項中「第二条第八項」を「第二条第十項」に、「同条第九項」を「同条第十一項」に、「同条第十二項」を「同条第十四項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十四号

岐阜県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県地方独立行政法人法施行細則（平成二十二年岐阜県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書」を「次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める書類」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 次号に掲げる法人以外の法人 行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書
 - 二 法第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条第二号において「公立大学法人」という。） 純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書
- 第十条第二項各号を次のように改める。
- 一 法人の目的及び業務内容
 - 二 県の政策における法人の位置付け及び役割
 - 三 中期目標の概要
 - 四 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略
 - 五 中期計画及び年度計画の概要
 - 六 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
 - 七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
 - 八 業績の適正な評価に資する情報
 - 九 業務の成果及び当該業務に要した資源
 - 十 予算及び決算の概要
 - 十一 財務諸表の要約
 - 十二 財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明
 - 十三 内部統制の運用状況
 - 十四 法人に関する基礎的な情報
- 第十一条第二号中「法第六十八条第一項に規定する」を削る。
- 附則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。
なお、その関係図面は、令和五年三月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日）
県道	見国府線	高山市国府町八日町字馬道一八四〇番二五地先から同市同町同字同一八三四番一地先まで	一三六・一	令和五・三・三	平成二四・九・一八

岐阜県告示第百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。
なお、その関係図面は、令和五年三月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日）
一般国道	二百五十六号	関市板取字舟渡六四二七番一地从先から同市同字同六四二六番一地从先まで	一八〇	令和五・三・三	令和二・九・一五

岐阜県告示第百五十八号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第四百六十六号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
横吹 2	恵那市上矢作町漆原 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百五十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第四百六十七号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

横吹 2	恵那市上矢作町漆原 (次の図に示すとおりとする。)	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
------	------------------------------	---------	---------------

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百六十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区 域 の 所 在 地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
横吹 2	恵那市上矢作町漆原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百六十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区 域 の 所 在 地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

横吹2	恵那市上矢作町漆原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
-----	-----------	---------	---------

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定の取消しについて、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

令和五年三月二十二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定を取り消した施設

市町村名	施設の種類	所在地	面積
七津町	七津町体育館	加茂郡七津町上原3566番地の1	

岐阜県選挙管理委員会告示第五号

最高裁判所裁判官国民審査執行規程（昭和三十七年岐阜県選挙管理委員会告示第四号）

開発許可（変更許可）番号及び年月日

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名

の一部を次のように改正する。
令和五年三月二十二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

第三条中「第五十二条」を「第五十二条第一項」に、「の氏名等」を「の氏名その他最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号。以下「令」という。）で定める事項」に改める。

第四条中「最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号。以下「令」という。）を「令」に改める。

第五条第一項中「揭示事項」を「氏名及び任命年月日等」に改める。

別記第三号様式注2中「第五条」を「第七条」に改める。

附則

この規程は、令和五年三月二十二日から施行する。

公 示

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

令和五年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

<p>岐阜県指令岐西建築第一 三二号の二七 令和 四・ 四・ 一</p>	<p>羽島市福寿町本郷字鐘鑄一五〇八番から一五一番まで、一五二八番一、一五三三番一、一五三四番五及び羽島市所管法定外公共物（道路）</p>	<p>岐阜県各務原市川島河田町二丁目四三番地 株式会社恒工務店 代表取締役 林 恒 克</p>
<p>岐阜県指令岐西建築第一 五四号の七 令和 四・ 九・ 一六</p>	<p>羽島市江吉良町字新田一六〇一番、一六〇二番四及び一六〇八番</p>	<p>岐阜県羽島郡岐南町上印食八丁目八二番地 大丸開発株式会社 代表取締役 白 井 泉</p>
<p>岐阜県指令岐西建築第一 三三号の一八 令和 四・ 一・ 一四</p>	<p>瑞穂市穂積字野口九〇八番一の一部</p>	<p>岐阜県大垣市寿町三三番地 大安建設株式会社 代表取締役 稲 川 鉄 心</p>
<p>岐阜県指令岐西建築第一 三三号の二五 令和 四・ 四・ 一三</p>	<p>瑞穂市本田字高田三七九番一及び三八〇番一</p>	<p>岐阜県瑞穂市本田一〇四四番地の三 DNGホールディングス株式会社 代表取締役 河 野 等</p>
<p>岐阜県指令岐西建築第一 五五号 令和 四・ 五・ 一一</p>	<p>瑞穂市穂積字中原一五〇七番一の一部</p>	<p>愛知県一宮市東出町七番地の一 株式会社エサキホーム 代表取締役 江 寄 豪 治</p>
<p>岐阜県指令岐西建築第一 五五号の七 令和 四・ 八・ 四</p>	<p>瑞穂市別府字堤内五ノ町一三〇四番一及び一三〇五番一</p>	<p>岐阜県下呂市金山町東沓部三三一一番地 株式会社伊田屋 代表取締役 河 尻 吉 雄</p>
<p>岐阜県指令岐西建築第一 五六号の四 令和 四・ 九・ 一一</p>	<p>羽島郡岐南町伏屋六丁目五五番、五六番一から五六番三まで及び五七番</p>	<p>岐阜県羽島郡岐南町若宮地二丁目二二番地 有限会社鈴木商事 代表取締役 鈴 木 浩</p>

令和五年三月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社